

相互援助活動の手続き

ファミリー・サポート活動とは

小田原市で子育てをがんばる“おねがいさん”（依頼会員）と、おねがいさんをサポートできる“おたすけさん”（支援会員）が会員となり、必要な援助を行っていただく有償のボランティア活動です。

ファミリー・サポート・センターが皆さまの思いをおつなぎします。



【お問い合わせ】

電話 **070-1396-1537**

窓口対応時間: 平日(月～金曜)午前9時～午後5時

※土・日曜、祝日と年末年始はお休みです。

〒250-0014 神奈川県小田原市城内2-16 おほりばたビル 1階 A

FAX:0465-20-7670

ウェブサイト:<https://www.famisapo-odawara.net/>

E-mail: info@famisapo-odawara.net

小田原市ファミリー・サポート・センター
委託運営者 NPO 法人 mama's hug(ママズハグ)

I 基本的なこと(会員・活動内容・時間・料金等)

1 会員

育児の手伝いをしてほしい方、産前産後(出産予定日前4週間目から出産後 12 週間目までの期間)に家事支援を受けたい方を「おねがいさん(依頼会員)」、おねがいさんのお手伝いができる方を「おたすけさん(支援会員)」といい、次の要件にあてはまる方なら、どなたでも会員になれます。

「おねがいさん」…市内在住・在勤・在学等で、3か月以上の乳児から小学6年生までのお子さんと同居されている方、または、産前産後のご本人もしくは同居されている方。

「おたすけさん」…市内在住・在勤・在学等で、子どもの育児や保育に理解と熱意のある心身ともに健康な方。資格等は特に必要ありませんが、入会の際に研修を受けていただきます。

※両方の会員になることも可能です。

2 援助活動の具体例

○保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ等の開始時間前や終了後、お子さんを預かります。

○上記施設等へのお子さんの送迎を行います。

○学校の夏休み等長期休暇にお子さんを預かります。

○保護者等が病気等で急用の場合、冠婚葬祭、学校行事、リフレッシュ(美容院、買い物)等のときに、臨時的にお子さんを預かります。

○産前産後の「おねがいさん」への家事支援を行います。

○その他、子育ての負担や不安感を軽減するために必要と思われることを行います。

※お子さんを預かる場合は、原則として「おたすけさん」の家庭において行います。(やむを得ない場合は、「おねがいさん」の家庭において行うことができます。)

※宿泊を伴う活動は、原則的として行いません。

3 援助活動の時間

○午前6時から午後10時までの時間帯で育児と家事支援の援助が必要な時間です。

○1回につき最低30分とし、30分を超える場合も30分を単位とします。

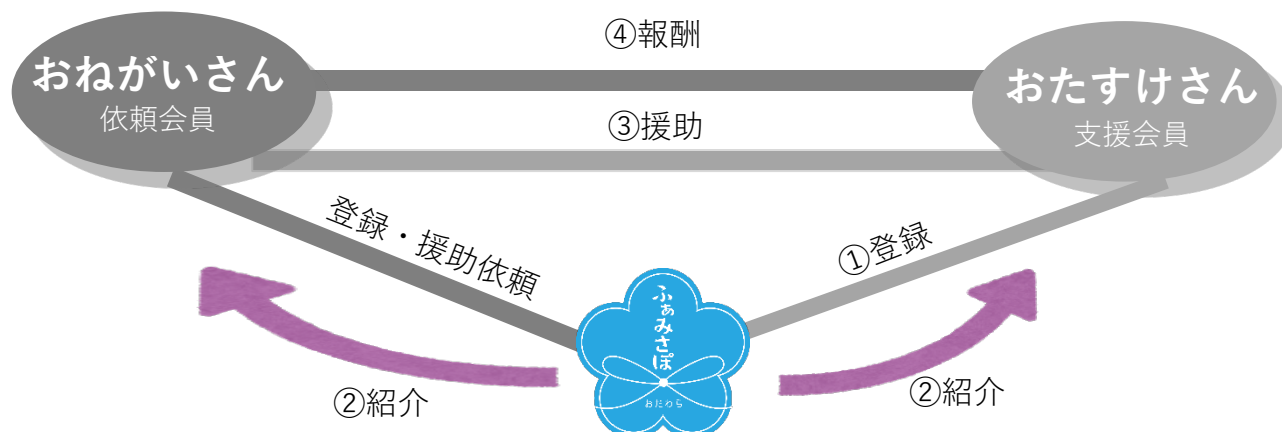
4 利用料金の基準

「おねがいさん」が「おたすけさん」に支払う料金は、次のとおりです。

※詳細は本書 12 ページをご覧ください。

活動日・時間帯	30分あたりの利用料金
月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時	350円
土曜日、日曜日、祝日、年末年始・上記以外の時間帯	450円

5 ファミサポの仕組み

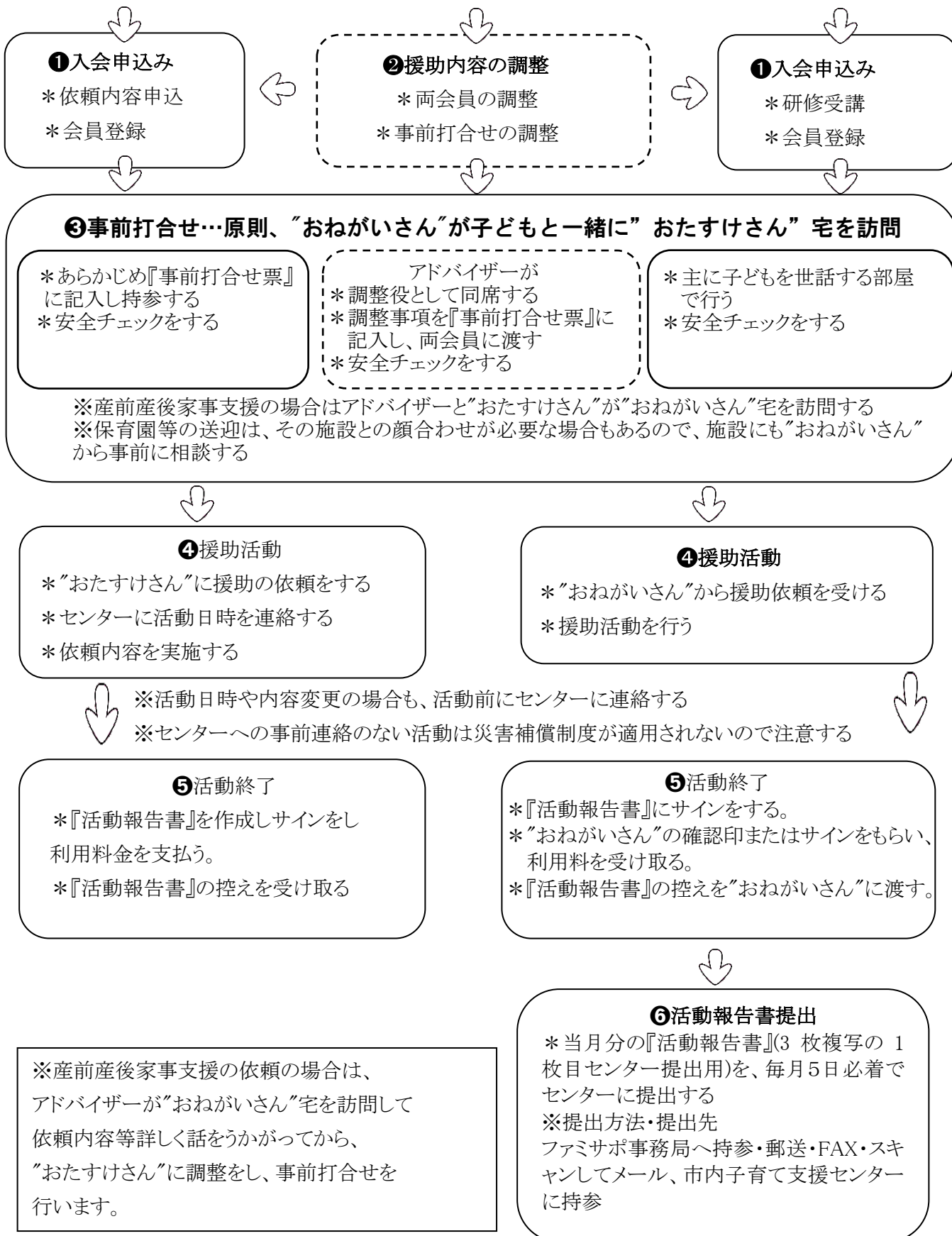


II 会員登録から援助活動までの流れ

“おねがいさん”(依頼会員)

センター(アドバイザー)

“おたすけさん”(支援会員)



※産前産後家事支援の依頼の場合は、アドバイザーが“おねがいさん”宅を訪問して依頼内容等詳しく話をうかがってから、“おたすけさん”に調整をし、事前打合せを行います。

Ⅲ 会員の心得

1 全ての会員様へ

- (1) 活動の趣旨を理解し、決まり事を守ってください。
- (2) 依頼内容・約束した時間は、必ず守ってください。
- (3) お互いの人格、プライバシーを尊重し、活動によって知り得た家庭の事情等を他に漏らさないでください。
- (4) 会員同士の自発性・責任性を尊重した助け合い活動ですから、節度を守ってください。
- (5) しつけに関しては、子どもの年齢にもよりますが、安全に見守ることが大前提ですので、会員同士で良く確認してください。

活動は、会員相互による助け合いです。
お互いに過度の期待や負担を求めないようにしましょう。善意から行なったことでも、相手にうまく伝わらなかったり、誤解されたりすることもあるかもしれません。
気持ちよく活動するためにも、お互いによく話し合ってください。

2 “おねがいさん”へ

- (1) 依頼内容に変更が生じる場合、事前にセンター事務局(アドバイザー)に連絡し了解を得た上で、“おたすけさん”に申し出てください。
(万一の事故に備えて災害補償制度に加入していますが、全部が対象とならない場合があります。また、アドバイザーへの活動 依頼及び活動報告書の提出のない活動については、災害補償制度は適用されません)
- (2) おやつ、食事、ミルク、おむつ、おもちゃ、チャイルドシート等は、原則として“おねがいさん”が用意してください。
- (3) ファミリーサポート事業以外の援助内容は、絶対に依頼しないでください。

3 “おたすけさん”へ

- (1) 援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンター事務局に連絡してください。
TEL 070-1396-1537
※月～金曜日 9:00～17:00
- (2) ファミリーサポート事業以外の依頼があっても、援助活動を行わないでください。
- (3) 活動中は、必ず会員証を携帯してください。
- (4) 援助活動後は必ず援助活動報告書に記入し、“おねがいさん”とお互いに確認してください。

税金の申告について(“おたすけさん”へ)

援助活動によって得た利用料(総額から経費を差し引いた額)は、雑所得とみなされます。
他の雑所得を含め年間合計38万円(基礎控除額)・すでに給与所得がある場合は、雑所得が20万円を超えると課税対象となり、年末調整または確定申告の対象となります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。



IV 安全チェックをしましょう

- 子どもは高いところが大好きです。
階段の上り口には柵をしましょう。ベッド、ベランダ、窓際などに台を置かないようにしましょう。
- 子どもは思わぬところで、やけどをします。
熱い飲み物、熱湯の入ったポット、加湿器、アイロン、ストーブ、ライターなど置き場所に注意しましょう。
- 子どもは何でも口に入れたがります。
タバコ、洗剤、薬剤、小銭、アクセサリ、小物、あめ玉、ピーナッツなどの、誤飲を防ぎましょう。
- 子どもは水が大好きです。
浴室、洗濯機、ビニールプール、バケツの水など目を離すと危険です。浴室には入らないよう、また、水の汲み置きにも注意しましょう。
- 子どもは戸を開けたり閉めたりすることが大好きです。
手足の指を挟まれないようにストッパーなどで安全対策をとりましょう。
- 子どもは室内にあるいろいろなものに興味を示します。
ビニール袋、ラップ、ひも、はさみ、カッター、リモコンなど手の届かないところに片づけておきましょう。
- 子どもは想定外の動きかたをします。
送迎など一緒に歩くときは迷子にならないよう、手をつないで歩きましょう。
車の往来の激しいところは特に注意しましょう。
- 食事等の援助を行なうときには、食品の扱いや衛生に十分注意しましょう。
- 子どもの寝床に、ぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険のあるものは置かないようにしましょう。
- ブラインドの紐は、子どもが首を引っかけないよう、手の届かない高さに結びましょう。
- 子どもを自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使いましょう。
- 子どもを自転車に乗せるときは、子ども用の椅子に乘坐、足がはさまれないように気をつけましょう。
- 子どもを一人にして、車、自転車、ベビーカーから離れないようにしましょう。
- 火災や地震などの災害時や緊急時にあわてないように準備しておきましょう。
避難場所や避難通路を把握し、おぶい紐などを用意しておきましょう。
救急車(119番)を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目印となる建物など)を調べておきましょう。
緊急連絡先(“おねがいさん”、かかりつけ医院、ファミサポなど)を控えておきましょう。

『安心』して相互援助活動を行うために

不定期な依頼の場合、事前打合せが終了してから長い間活動がない場合があります。そんな時、いきなり子どもを預けるのは、“おたすけさん”にとっても、“おねがいさん”にとっても、もちろん子どもにとっても不安なことだと思います。

安心した活動につなげるためにも、いざというときに備え、月に1回程度の連絡や交流、慣らし預けなどを行うようにしましょう。



V 「ファミリー・サポート・センター災害補償制度」について

会員が安心して活動できるようにするため、会員になると自動的に、「ファミリー・サポート・センター災害補償制度」に加入することになります。

○補償の対象となる事故と補償される額(保険金額)

(1) 支援会員の賠償責任事故

支援会員が「ファミリー・サポート・センター」事業を実施中に、自らの業務の管理・監督指導上のミスなどが原因で依頼会員のお子さまやその他の第三者の身体・財物に損害を与え、事業の運営責任者や支援会員が法律上の損害賠償責任を負ったような場合に保険金が支払われます。

補償内容	保険金額(支払限度額)
基本補償(施設・生産物賠償) 対人・対物共通	1名・1事故 2億円(保険期間中、2億円が限度)
人格権侵害	1事故 2億円 (保険期間中 基本補償の支払い限度額の範囲内、かつ2億円が限度)
保管者賠償	1事故 50万円(保険期間中、50万円が限度)
現金・貴重品についての賠償	1事故 10万円(保険期間中、50万円が限度)
初期対応費用保険金	1事故 500万円(保険期間中、500万円が限度)
見舞費用保険金	1事故について被害者1名につき50万円が限度 1事故について被害者が複数いる場合は1,000万円が限度

* 賠償責任事故に対する保険は、賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款、保管者特別約款で構成されています。

* 施設賠償については、保険期間中の限度額はありません。

* 保管者賠償: 預かり品の補償(例 鍵の紛失(再作成費用のみ補償)、ベビーカーの破損、自転車の盗難など)

* 人格権侵害: 利用者に対する名誉毀損、プライバシーの侵害により賠償責任を負担された場合に補償されます。

* 見舞費用: 対人事故が発生した場合、賠償責任を負担することなしに慣習として支払った見舞金について補償されます。

上記基本補償では次のような保険金が支払われます。

イ. 治療費、入通院費、慰謝料、休業損、葬儀代、死亡による逸失利益、物の修理代などの損害賠償金

ロ. 保険会社の承認を得た裁判、調停、仲裁などの争訟費用

ハ. 事故発生後の損害防止軽減費用

ニ. 権利保全行使手続費用

ホ. 応急手当等の緊急措置費用

ヘ. 保険会社への協力費用

(注) イについては支払限度額が限度となります。ロ～ヘについては賠償責任事故のために要した費用は全額支払われます。

(2) 依頼会員のお子さまの加害事故(支援会員災害見舞金制度)

依頼会員のお子さまが、育児サービス中に支援会員の家族の身体や財物に損害を与えたような場合に、ファミリー・サポート・センターの補償規定に基づいて補償する次の費用に対して保険金が支払われます。

身体障害補償	死亡	300万円		
	後遺障害	障害の程度により 300万円～90万円		
	入院	入院期間が30日以上するとき	10万円	
		入院期間が15日以上29日以内のとき	5万円	
入院期間が8日以上14日以内のとき		3万円		
入院期間が7日以内のとき		2万円		
通院	通院期間が15日以上するとき	3万円		
	通院期間が8日以上14日以下のとき	2万円		
	通院期間が7日以内のとき	1万円		
財物損壊補償	実損害額	お見舞金支払額	実損害額	お見舞金支払額
	0円～3千円未満	0円	10万円～20万円未満	10万円
	3千円～1万円未満	3千円	20万円～30万円未満	20万円
	1万円～2万円未満	1万円	30万円～40万円未満	30万円
	2万円～3万円未満	2万円	40万円～50万円未満	40万円
	3万円～5万円未満	3万円	50万円以上	50万円
	5万円～10万円未満	5万円	—	—

(3) 支援会員、依頼会員、お子さまの傷害事故

①支援会員および依頼会員のお子様の活動中の傷害事故

支援会員および依頼会員のお子さまがファミリー・サポート・センター事業の実施場所において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合(活動場所と自宅との通常の経路における往復途上での事故を含みます)、次の保険金が支払われます。(熱中症(熱射病・日射病)・細菌性食中毒も支払いの対象になります)

《支援会員傷害補償》(1名あたり)

	補償額
死亡保険金	700万円
後遺障害保険金	700万円～21万円
入院保険金(日額)	4,500円
通院保険金(日額)	2,000円

《依頼会員のお子さまの傷害補償》(1名あたり)

	補償額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金(日額)	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円

②行事参加中の傷害事故(行事保険)

支援会員、依頼会員および依頼会員のお子さまが、説明会・講習会・交流会等の行事へ参加した場合に、実施場所で偶然の事故により受傷されたときに補償されます。

	補償額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	500万円～15万円
入院保険金(日額)	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円

・死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡した場合に、死亡保険金の全額が支払われます。

・後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて後遺障害保険金が支払われます。

・入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで平素の業務または平常の生活ができなくなり、医師の治療を受けるために入院(入院に準じた所定の状態を含む。)された場合に、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、入院1日につき入院保険日額が支払われます。

・手術保険金

入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に所定の手術の種類に応じて定めた倍率(10, 20, 40倍)を乗じた額が支払われます。

・通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで平常の業務または平常の生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含む。)された場合に、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額が支払われます。ただし、平常の業務または平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金は支払われません。

○保険金が支払われない主な場合

共通事項

1. 戦争、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、労働争議等
2. 地震、噴火、津波
3. 核燃料物質に起因する事故など

支援会員の賠償責任事故補償

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法廷代理人の故意
2. 法令に違反して製造した飲食物に起因する事故
3. 被保険者の同居の親族に対して負担する損害賠償責任
4. 被保険者が所有、使用、管理する自動車に起因して負担する損害賠償責任など

依頼会員のお子さまの加害事故補償

1. 保険契約者または支援会員の故意または重大な過失
2. 支援会員の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
3. 事故発生日から3年を経過した日以降に支援会員が行った金銭等の給付の請求によって生じた損害など

傷害事故補償

- イ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ロ. 被保険者の無資格運転、泥酔運転
- ハ. 被保険者の脳疾患、疾病(熱中症(熱射病・日射病)・細菌性食中毒を除きます。)または心神喪失
- ニ. 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛などで医学的他覚所見のないものなど

個人所有の自動車等で活動された場合の対人・対物事故等の損害賠償責任については補償の対象となりません。
個人が加入している自動車保険で対応をしてください。



1. 小田原市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、小田原市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務局)

第2条 センターは、事務局を神奈川県小田原市城内2-16 おほりばたビル1Fにおく。

(センターの目的)

第3条 センターは、育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)と育児の援助を行いたい者(以下「支援会員」という。)が、互いに自発性、責任性を持ち、相互援助活動を行うことを通して、働く者が仕事と育児を両立し、また、子育ての負担や不安感を軽減できる環境づくりを資することを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務。
- (2) 支援会員に対して、相互援助に必要な知識を付与するための研修実施業務。
- (3) 相互援助活動の調整に関する業務。
- (4) 産前産後家事支援活動の調整に関する業務。
- (5) 会員相互の交流、情報交換の場を提供するための交流会実施業務。
- (6) 地域リーダーの育成および情報交換業務。
- (7) 関係機関との連絡調整業務。
- (8) 広報業務。
- (9) 前各号に掲げる業務のほか、センターの目的の達成に必要な業務。

(アドバイザー)

第5条 センターは、前条の事業を行うため、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、支援活動を円滑に行なうため必要があると認められる場合には、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任して当該グループ内の支援活動の調整を行わせることができる。

(会員)

第6条 会員は、センターの設置の趣旨を理解し、相互に援助活動を行う。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 小田原市内に在住・在勤又は在学等していること。
- (2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 支援会員にあつては、心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員にあつては、原則として依頼会員と同居している親族であつて出生後3か月から小学校6年生までの乳児、幼児又は児童(以下「児童等」という。)を有すること。
- (5) 産前産後家事支援活動の対象となるのは、原則として依頼会員本人又は同居している親族が出産予定日前4週目に当たる日から出産日後12週間目に当たる日までの期間内(以下「産前産後」という。)の者であること。

3 支援会員と依頼会員は、これを兼ねることができる(以下「両方会員」とよぶ。)

(公印)

第7条 公印はセンター印とする。

2 前項の公印の名称、形式、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、所定の会員登録票(様式第1号、様式第2号)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 支援会員は、入会に際してセンターの実施する研修会を受けなければならない。

3 依頼会員は、入会に際してセンターの実施する説明会を受けなければならない。

4 センターは、第1項の承認を受けた会員に対し、小田原市ファミリー・サポート・センター会員証(様式第3号、様式第4号。以下「会員証」という。)を交付する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届出書(様式第5号)をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、会員証を返還しなければならない。

(禁止事項)

第10条 会員は、次の各号に掲げる事をしてはならない。

(1) 政治活動、宗教の勧誘、営利目的の活動。

(2) 相互援助活動により知りえた家庭の事情等を他に漏らすこと。

(3) その他、設立趣旨、目的に反すると思われること。

(会員の資格喪失)

第11条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 会員となる要件を満たさなくなったとき。

(活動内容)

第12条 会員が行う相互援助活動は、次のとおりとする。

(1) 保育施設等の保育等開始時まで児童等を預かること。

(2) 保育施設等の保育等終了後から児童等を預かること。

(3) 保育施設等への送迎を行うこと。

(4) 放課後児童クラブ終了後、児童等を預かること。

(5) 学校の放課後、児童等を預かること。

(6) 産前産後の依頼会員への家事支援を行うこと。

(7) その他、依頼会員の仕事と育児の両立のため、又は子育ての負担や不安感を軽減するために、臨時的、突発的に児童等を預かること等。

2 児童等を預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定するものとする。

3 児童等の宿泊を伴う相互援助活動は、原則的に行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第13条 依頼会員が相互援助活動を必要とする場合は、センターに申し込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申し込みを受けたセンターは、相互援助活動の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申し込み内容にふさわしいと認められる支援会員に連絡する。

3 アドバイザーは、支援会員及び依頼会員と、事前打合せ票(様式第6号)により事前打合せを十分に行い、お互いに納得した上で相互援助活動を開始するものとする。

4 依頼会員は、原則として依頼内容以外の相互援助活動を求めてはならない。

5 支援会員は、相互援助活動終了後、援助活動報告書(様式第7号)に記入し、依頼会員の確認を受け、翌月5日までに、センターに提出しなければならない。

(利用料金等)

第14条 依頼会員は、支援会員に対し、相互援助活動終了後別表に定める基準に従って、速やかに利用料金等を支払うものとする。

(保険)

第15条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(守秘義務)

第16条 会員は、相互援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

付 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年11月20日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

公印の名称	形式	書体	寸法
小田原市ファミリー・サポート・センター印	1	てん書	方 21mm

小 田 原 市	フ ア ミ リ ー ・	サ ポ ー ト ・	セ ン タ ー 印
------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------

別表(第14条関係)

小田原市ファミリー・サポート・センター利用料金等に関する基準

1 利用料金の基準

依頼会員が支援会員に支払う利用料金は、次のとおりとする。

活動日	活動時間	利用料金
平日	7時～19時	350円
	上記以外	450円
土曜日、日曜日、祝祭日	終日	450円
年末年始(12月29日～1月3日)	終日	450円

- (1) 30分あたりの金額とする。なお、30分に満たない場合でも同額とする。
- (2) 複数の児童等を預ける場合は、2人目から半額(10円未満は繰上げ)とする。
但、複数名送迎の場合は送迎場所が異なっても同一の利用時間とする。
(例・小学校と保育園の2名送迎の場合、支援員宅を出発してから帰宅するまでの時間1名分・その半額1名分を利用時間とする)

2 キャンセル

依頼会員が相互援助活動の依頼を取り消す場合は、次のとおりの取り消し料を支援会員に支払うものとする。

依頼予定日の前日までの取消し	無料	
当日のキャンセル	当初活動予定時間が30分以上の場合	1時間あたりの利用料金
	当初活動予定時間が30分未満の場合	予定利用料金全額
無断キャンセル	予定利用料金全額	
災害等の理由により、相互援助活動を行うことができない場合のキャンセル	無料	

3 その他費用

依頼会員は、相互援助活動に要した次の費用を支援会員に支払うものとする。

- (1) 児童等の送迎等に係る交通費
ガソリン代は1キロ30円とし、10円未満は繰り上げとする。
公共交通機関等を利用した場合は、実費を支払うものとする。
- (2) 支援会員が用意した飲食物、おむつ代等
食事代1食300円、おやつ代1食100円、その他購入したものについては実費を支払うものとする。

4 支払い

利用料金等の授受は、原則として相互援助活動終了後、速やかに会員間で行うものとする。ただし、特別な事情がある場合はセンターが仲介することもできる。

小田原市ファミリー・サポート・センター

災害時に備えて

事前に確認すること

- ① 緊急連絡先を複数確認しておきましょう。

連絡のつきやすい手段(メールアドレス等)を交換しておきましょう。

※停電が発生した場合、事務局と連絡が取れなくなることが予想されます。

会員同士で連絡を取り合えるように話し合いをしておきましょう。

※災害用伝言ダイヤルや伝言板の活用等。

NTT 災害伝言ダイヤルは「171」です。体験利用ができる日があります。

また、携帯電話等各会社のサービスもありますので、ホームページを確認

しておきましょう。



▲災害用伝言ダイヤル

- ② 会員同士、地域の避難場所・避難経路を確認しておきましょう。

- ③ 依頼会員がすぐに迎えに来られない場合の対応について確認しておきましょう。

- ④ 支援開始前に災害が起こった場合、支援は中止します。

キャンセル料はかかりません。

連絡が取りにくい状況でも、上記①等を活用し、会員同士で連絡を取り合ってください。

- ⑤ ファミサポで加入している補償保険制度では、天災の場合は保険対象外となります。

地震が起きた場合、地震が直接の原因となるケガ等についても保険対象外となりますので、ご注意ください。

支援中に災害が起きてしまったら

《お互いの連絡先は常に携帯してください》

【地震のときは】

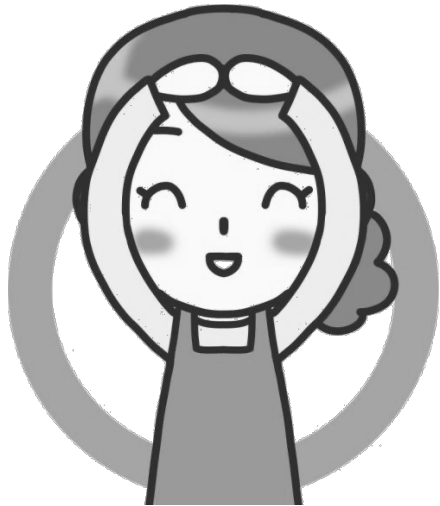
- ① まずは、お子さんとご自身の安全確保をしてください。
- ② 自宅で預かり中の場合は、火の始末、出口・避難経路の確保、情報収集をしてください。
- ③ 送迎中の場合は、ゆっくり車を止め揺れが収まるまで待機し、収まってから安全な場所に避難してください。
- ④ 事前に確認した方法で連絡を取り合い、その後の対応を確認してください。
※依頼会員は到着時間の目安を伝え、すみやかにお子さんを引き取りに行ってください。
※支援会員は保護者に引き渡すまで、お子さんを安全に預かってください。
- ⑤ 避難勧告が出たり、危険と判断した場合は早めに避難してください。

【悪天候のときは】

- ① 支援当日に悪天候(大雨、台風、大雪、凍結等)の場合は、支援会員とお子さんの安全を第一とし、できる限り支援を行わないでください。その際はお互いに早めに連絡を取り合しましょう。キャンセル料はかかりません。
- ② 悪天候が予測できる場合は「タクシーを使う」「時間を変更する」「支援を中止する」等、お互いで話し合ってください。(交通費実費は依頼会員が負担します)

災害発生翌日以降の活動再開について

- ① 安全が確保できるまでは活動は行わないでください。
- ② 会員同士が連絡を取り合い、お子さん・自分自身・ご家族・家屋の状態を確認し、安全が確認できた状態で再開してください。



ファミサポで

できること

Q 定期的な依頼ではないのですが、何かの時のためにマッチングしてもらうことはできますか？

A できます。万が一の時のためにマッチングをご希望されるかたもいます。一度も依頼をせずに済むかたもいますが、マッチングしていることで安心していただけるなと思います。

ただし、急な依頼の場合には支援会員の方のご都合が悪いこともあります。

その点は、ご了承ください。

Q 知り合いの支援会員のかたとマッチングをしてほしいのですができますか？

A できます。但し、お知り合い同士でも事前打合せはやらせていただきます。以前は、事前打合せ票を交わしていただき提出をしていただくようにしていましたが、事前打合せ票の未提出が多いので通常通り事前打合せを行い、その場で取り交わしていただきます。

Q 通院時に付き添っていただき、院内で子どもを見てもらうことはできますか？

A できます。生後3ヶ月に満たないお子さんでもお願いできますので、産後健診などでもご利用いただけます。ご相談ください。

Q 小さな子どもがいますが、支援会員として活動できますか？

A できます。ファミサポの活動で一番重要なことは、安全にお子さんをお預かりすることです。

双方の確認が得られることが前提になりますが、お互いの子どもの年齢などを考慮し、安全が確認できればマッチングしています。



ファミサポで

できないこと

Q 地域の行事で就学前の子どもをファミサポの支援会員数名で集団の預かりをしてほしいという依頼は？

A できません。ファミサポの活動は、事前打合せ票を交わした会員同士が1対1で行うことが原則です。数名の支援会員が複数の子どものお預かりをすることは対象外になります。

Q 支援会員の車で依頼会員と子どもを病院まで連れて行ってほしいという依頼は？
子どもが発熱しているときお迎えや預かりをお願いできますか？

A どちらもできません。ファミサポの活動は親の代わりに子どもを一時的にみることです。支援会員が運転する車に親子で乗車することはできません。反対に、親が運転をし、子どもを支援会員が援助する場合には問題ありません。

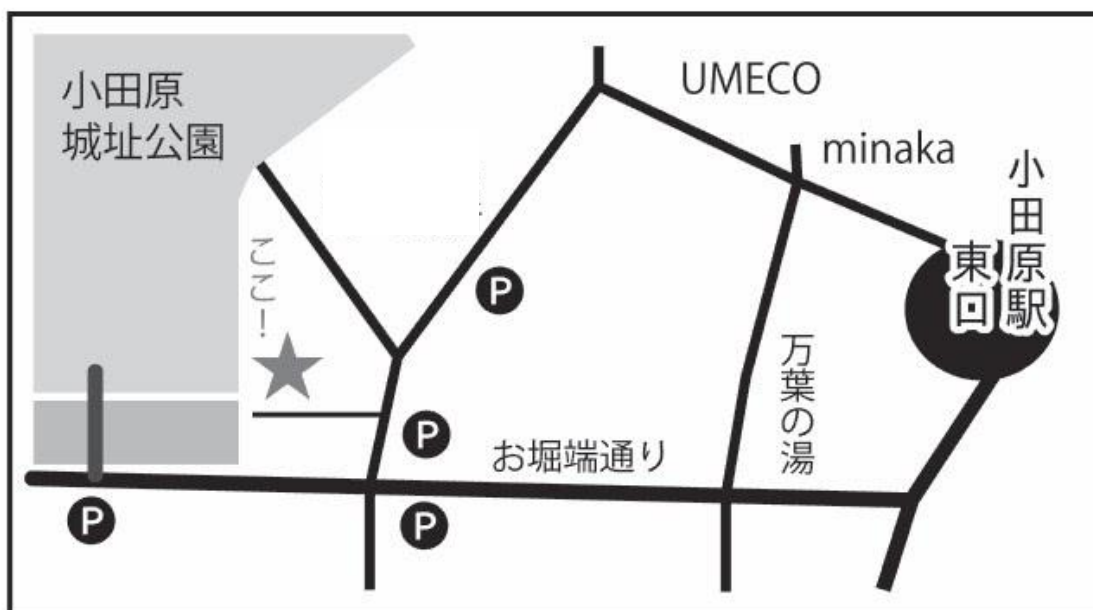
Q 祖父母も親もファミサポの会員であれば、祖父母が孫を預かる場合にもファミサポの活動としてできますか？

A できません。別居の親族の援助が得られる場合、それは家族間の扶助であり、たまたま両者がファミサポの会員であったとしても会員としての援助活動とはいえません。したがって、保険の対象にもなりません。

Q 送迎の依頼で誰もいない家に子どもを送り届けてほしい。または、小・中学生の兄、姉が家にいるので引き渡してほしいという依頼は？

A できません。依頼された援助は、家に送り届けるまでとなります。援助活動終了後に事故などが起きても支援会員に責任はありません。ファミサポでは、基本的に大人の方への引き渡しを原則としておりますが、お仕事などの関係でお困りの場合は事務局へご相談ください。

【アクセス】



〒250-0014

神奈川県小田原市城内 2-16 おほりばたビル 1 階 A

※専用駐車場は 1 台のみです。ご利用の方は事前にご相談ください。

070-1396-1537